

# 社会保険 とっとり

vol.588

2020

4

## 今月の記事

- 社会保険協会「令和2年度の事業と予算」のご案内
- 被保険者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されました
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者の氏名変更・住所変更の手続きについて
- 医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」
- 協会けんぽ鳥取支部は令和2年5月に移転いたします
- 教授の「職場の健康づくり研究室」 第71回 ～自動車と社会について～
- 「社会保険の事務手続」配布のご案内
- 健康づくりDVD貸出のご案内



典高  
FUKUDA

まがトンネル 鳥取市 (旧用瀬町)

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

# 令和2年度の事業と予算のご案内

令和2年度の事業計画・収支予算が理事会において承認されましたので、事業計画の内容と収支予算を次のとおりご報告いたします。

## 令和2年度事業計画

### 1. 社会保険振興事業

- (1) 広報紙「社会保険とっとり」の発行(毎月)
- (2) 冊子等の配布
- (3) 社会保険に関する講習会等に協力支援
- (4) 年金委員・健康保険委員へ参考資料等の提供及び研修会等に協力支援

### 2. 健康保持増進事業

- (1) 職場の健康づくりの支援
  - ① 事業所内健康づくり講習会への講師派遣
  - ② 健康づくり教室(講座)、講演会等の開催
  - ③ 健康づくりDVDの貸出
  - ④ 生活習慣病予防及び健康づくり等の広報
  - ⑤ 健康づくりのための各種大会の開催
  - ⑥ 家庭常備薬の斡旋
- (2) 契約保養施設を設け利用料の一部補助・優待利用

## 令和2年度予算

(単位:千円)	
経常収益	
受取会費	26,364
特定資産運用益	2
受取寄付金	1
雑収益	2
計	26,369
経常費用	
社会保険振興事業費	13,388
健康保持増進事業費	6,449
管理費	7,250
計	27,087
当期経常増減額	△ 718

## 年金事務所からのお知らせ

### 被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されました

4月1日から「健康保険の被保険者に扶養されている者(被扶養者)」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されました。

#### ● 国内居住要件の考え方

健康保険法に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

#### ● 国内居住要件の例外(海外に居住しているが被扶養者となる方)

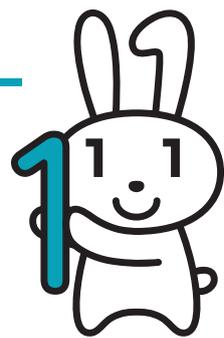
日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

#### 【国内居住要件の例外となる方】

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者



# 健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きについて



マイナンバー

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となっています。

## ● 氏名変更の手続きはどのようになっていますか

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して、地方公共団体システム機構に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構より提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新たな保険証を発行し、事業主の皆様へ送付いたします。

## ● 古い保険証はどうすればいいの？

それまでお使いになられた保険証につきまして、新しい保険証と交換していただくこととなります。旧保険証についてはお手数ですが、事業主を経由して日本年金機構までご返送くださいますよう、ご協力をお願いします。



## ● 家族(被扶養者)分の氏名変更届も不要になるのですか？

被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。



提出先が  
日本年金機構  
のもの  
のお問合せ先

**鳥取年金事務所**  
鳥取市扇町176  
電話 0857-27-8311

**倉吉年金事務所**  
倉吉市山根619-1  
電話 0858-26-5311

**米子年金事務所**  
米子市西福原2-1-34  
電話 0859-34-6111

# 協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

## 医療費が高額になりそうなときは『限度額適用認定証』



来月、一週間ほど入院することになりました。医療費が高額になる場合、事前に手続きすれば支払いが限度額までで済む制度があると聞いたのですが、どのようなものでしょうか？



健康保険の「限度額適用認定証」があります。

高額な医療費を支払った場合、あとで自己負担限度額を超えた金額が払い戻される「高額療養費」制度がありますが、一時的な負担は大きく、高額療養費の支給まで診療月から3~4か月程度かかります。

そこで、事前に協会けんぽに申請して、交付された「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示すると、1か月(1日~末日)のお支払いが自己負担限度額<sup>(※1)</sup>までとなります。

(※1)自己負担限度額は、年齢や収入により異なります。詳細は協会けんぽホームページをご参照ください。

〈例〉 70歳未満で所得区分ウ(標準報酬月額 28万~50万円)の場合

総医療費が  
100万円なら…

3割負担

300,000円の支払い

限度額適用認定証を提示すると

87,430円の支払い

健康保険限度額適用認定証	
番号	1234567
氏名	健康 太郎
生年月日	昭和15年3月1日
住所	鳥取市 〇〇
職業	健康 花子
生年月日	昭和20年3月6日
住所	〇〇
発給年月日	令和2年4月1日
有効期限	令和3年3月31日
適用区分	ウ
所在地	鳥取市扇町58ナカヤビル
全国健康保険協会	鳥取支部
支店番号	01310010

◀ 手続きはカンタン、協会けんぽへ申請書を郵送するだけ! ▶

1

協会けんぽホームページから「限度額適用認定申請書」<sup>(※2)</sup>をダウンロード

2

協会けんぽへ郵送

申請書を受付後、一週間程度でご自宅にお届けします。健康保険証と一緒に医療機関窓口に表示してください。

(※2)被保険者が住民税非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」となります。また、申請書に被保険者のマイナンバーを記入のうえ「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」(ホームページから入手可)を添付、または非課税証明書(申請書にマイナンバーを記入しない場合)を添付する必要があります。



協会けんぽホームページではチャットボットが疑問解決のお手伝いをします

- ・申請書の記入方法を教えてほしい
- ・使用方法について

質問入力ボックスに入力されたさまざまなご質問に、すぐに回答いたします。

このQRコードからチャットボットは



## 協会けんぽ鳥取支部は令和2年5月に移転いたします

現所在地での業務は、令和2年5月21日(木)までとなります。

移転作業のため、令和2年5月22日(金)は休業させていただきます。

ご迷惑をおかけすることとは存じますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【移転後所在地】

〒680-8560 (郵便番号は変更ありません)

鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

※お客様用駐車場はございません。近隣駐車場をご利用の場合、駐車料金はお客様負担となりますのでご了承ください。なお、すべての届出は郵送可能です。郵送での提出にご協力ください。

【移転先での業務開始日】

令和2年5月25日(月) 午前8:30~

移転先へのアクセスや移転に係るQ&Aはこちら→



健康保険委員にご登録いただければ健康保険の手続きを詳しく解説した冊子をお送りしています。登録方法については企画総務グループ0857-25-0051まで!

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部  
業務グループ  
電話 0857-25-0052

〒680-8560  
鳥取市扇町58  
ナカヤビル

各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取

検索

https://www.kyoukaikenpo.or.jp



## 第71回 自動車と社会について

### ▼自家用車のない生活

車といえば、仕事や買い物はすべて自家用車を使っている。いまや、自家用車のない生活は考えられない。思えば、はじめて自家用車に乗ったのは、父がスバル360を購入した昭和40年ごろだっただろうか。当時は小さなスバルが輝いて見えたものだ。自由にどこへでも行ける夢のような乗り物。買い物も旅行もいつでも自由にできるという解放感。それから半世紀がたち、カーナビやドライブレコーダーなど、さまざまな道具が開発され、より快適に運転できるようになった。でも、当時のスバルの感動をしるぐものはない。

### ▼自動車の社会的費用

いっぽうで車の事故は後をたたない。私の家族も少なくとも2度、大きな事故にあっている。事故はその人と家族の人生に暗い影を落とす。自動車には光と影があるのだ。1968年に世界的な経済学者の宇沢弘文氏が「自動車の社会的費用」という本を上梓した。宇沢は米国から帰国し、高度経済成長下の東京の変貌に愕然としたらしい。狭い道路を自動車が走りまわり、歩行者はおそろおそろ道端を歩いている光景をみて、「これが文明国といえるのか」と強い憤りをおぼえたとある。自動車の普及とともに、道路整備や排気ガスによる環境破壊、交通事故の多発など、いわゆる社会に悪影響するコストが発生している。当時の経済学は、このような社会的コストを勘案しないものであった。宇沢は公共財を守りつつ経済発展をすすめられるような新しい経済モデルを模索していた。環境負荷を軽減するための費用は、受益者である車の購入者や企業が負担すべきであり、そのコストは概算で一台当たり数十万～数百万円になると予想している。その後、彼の考えは「社会的共通資本」に結実し、CO<sub>2</sub>規制、温暖化対策などにつながっていく。

### ▼車と社会

子どもの頃、あこがれだった自動車が自宅に届いたときの光景と、家族が交通事故に巻き込まれたときの光景が、ごちゃごちゃに蘇ってくる。光と影、その両方を見つめて、自動車の影の部分をついに克服していくのか。半世紀がたち、自動ブレーキなどの安全対策、スピードや飲酒に関する法整備、環境のための排ガス規制など、目を見張る進歩があった。この進歩は、何気なく起こったものでなく、環境破壊や交通戦争に社会が向き合う過程で、生み出されたものだ。今の車社会をみて宇沢はなんというだろうか。半世紀前と同じように「おかしいと思わないのかね」と叱責の声が飛んできそうではある。



鳥取大学医学部  
地域医療学講座  
教授

谷口 晋一  
(たにぐち しんいち)



# (一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会 

## 2020年度版 「社会保険の事務手続」配布のご案内

新任事務担当者向け

新しく社会保険の事務を担当される皆様に参考にしていただくため、社会保険の基礎的な内容を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を当協会の会員でご希望の事業所(令和元年度の協会費を納付されている事業所に限ります。)へ無償で配布いたします。

部数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

配布部数 一事業所1部 申込期限 5月15日(金)

配布時期 6月中旬頃

申込方法 事業所名、所在地、連絡先、担当者名を明記のうえ、FAXにて(一財)鳥取県社会保険協会へお申し込みください。

FAX番号 **0857-30-7133**



## 健康づくりDVD 貸出のご案内



### 会員事業所の 被保険者・家族用

- ①ためしてガッテン がん
- ②ためしてガッテン 糖尿病・脳卒中
- ③ためしてガッテン メタボリック
- ④ためしてガッテン ギックリ腰・ひざ痛

- 貸出期間: 10日間以内
- 貸出本数: 1回2本まで
- 貸出対象: 協会会員事業所の被保険者と被扶養者

(注)このDVDは、個人が家庭内で視聴することを目的としています。

### 会員事業所用

- ①はじめてのウォーキング&ジョギング
- ②若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット
- ③Good-bye ストレス
- ④正しく知れば怖くない がんのお話
- ⑤メタボリックシンドローム あなたは大丈夫?
- NEW ⑥夏の熱中症・冬のヒートショックに気をつけよう!
- NEW ⑦ちょちょいのちょいトレ 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう!
- NEW ⑧トータルヘルスプロモーションのための健康サポート体操
- NEW ⑨自分でできるストレスコントロール ~セルフケアのための10の方法~
- NEW ⑩ストレス・コーピングによるセルフケア ~ストレスに上手に対処する方法~
- NEW ⑪ストレスチェックを活用したセルフケア
- NEW ⑫部下が休職する前にできること ~ラインケアに活かそう! ストレスチェック制度~

- 貸出期間: 10日間以内
- 貸出本数: 1回5本まで
- 貸出対象: 協会会員事業所

詳しい内容は、当協会のホームページをご覧ください。